

令和4年度第1回三重県文化審議会 参考資料

- 1 新しいみえの文化振興方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 「新しいみえの文化振興方針」に係る取組実績・・・・・・・・・・ 2
(平成28年度～令和2年度)
- 3 「新たな日常」における文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 地方における文化行政の状況(条例・計画の策定状況)・・・・・・・・ 9
- 5 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要・・・・・・・・・・ 10
- 6 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する
法律の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律イメージ・・・・・・・・ 12
- 8 博物館法の一部を改正する法律案の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

新しいみえの文化振興方針の概要

I 方針策定の主旨等

次の点をふまえ、10年先を見据えた文化振興の新たな方針として策定

(1)文化を取り巻く環境

- <環境の変化>情報手段の多様化、情報のグローバル化
- <期待される役割>アイデンティティの基盤、心の豊かさを育むエネルギー源、高齢化等の社会課題への対応に寄与、持続的な経済発展や国際協力の基盤

(2)社会情勢の変化（国の文化政策、経済情勢、東日本大震災の発生）

(3)県の文化行政を取り巻く環境の変化（みえ県民カビジョンの策定、三重県総合博物館の開館と「文化交流ゾーン」の形成）

方針の対象範囲 文化芸術や生涯学習の振興だけでなく、産業や観光の振興など文化振興の目的に沿って幅広くとらえる

方針の期間 平成26年度からおおむね10年（平成35年度まで）

II みえの文化の特長

- 1 日本の精神文化の源流
- 2 交流による発展
- 3 地域に根ざした多様な文化
- 4 世界に誇るみえの文化

みえの文化の本質

「不易」と「流行」の文化

- 知識や技術が時代を超えて継承される（循環） → 「不易」を生じる
- 人・モノ・情報が地域を越えて行き交うこと（交流）により、多様な文化を受け入れて新たな価値を生み出す → 「流行」を得る

このような「不易流行」の考え方こそが、新たな文化の創造につながってきた

- そして、私たちが長年にわたって培ってきた「寛容」や「おもてなし」の精神が、そのようなみえの文化を支えてきた
- みえの「ええとこ、ええもの」を守り伝えながら、時代に応じた変化を受け入れることで、新たなみえの文化が生まれ、一層発展する可能性を秘めている

III 施策の実施に係る留意点

- 1 環境変化への対応
- 2 長所の伸張
- 3 課題の解決
- 4 県の役割とさまざまな主体との関係等

県民の皆さんとの関係、市町との関係、公益性の発揮、芸術性と大衆性のバランス

IV 基本目標と施策の方向性

施策の方向性1 人材の育成

重点

- <ねらい>次代を担う人間性や「創造力・想像力」の豊かな人材、専門人材の育成によるみえの文化芸術のレベルアップ
- <取組方向>次代を担う若い世代（子どもたち、アーティスト）や文化振興を担う専門人材（アートマネジメント人材、舞台技術者等）の育成

施策の方向性2 歴史的資産等の継承・活用

- <ねらい>文化資源の継承と活用による地域への誇りや愛着を感じられるような環境づくり
- <取組方向>国史跡斎宮跡などの指定文化財をはじめとした地域のさまざまな文化資源の継承、適切な保存と活用の促進

施策の方向性3 新たな価値の創出

- <ねらい>文化による経済的な活力の創出、新たなみえの文化の創造、広域的な連携によるみえの文化の魅力向上
- <取組方向>文化資源の活用による商品開発や観光地のさらなる誘客、新たなみえの文化の創造につながるチャレンジの支援、県内外の文化施設との連携強化

施策の方向性4 情報の受発信

- <ねらい>みえの文化に対する好感度の向上、みえの文化の再確認、文化に対する関心の向上
- <取組方向>ターゲット・コンテンツの明確化とそれぞれに相応しい手段による情報発信、企画展示などを通じた文化の価値やおもしろさの伝達

施策の方向性5 文化の拠点機能の強化

重点

- <ねらい>市町等との連携強化による成果の全県域への展開、さまざまな文化に接して感性を高め、文化に新しい息吹を吹き込むことができるような場の形成
- <取組方向>各施設の拠点機能や事業・運営における連携の強化、市町や民間の文化施設との連携強化

IV 基本目標と施策の方向性

基本目標

- ①文化を通じて幸福実感を高めるとともに、次代のみえを担う若い世代を育成する
- ②郷土に誇りと愛着を感じられるようにするとともに、みえの文化の素晴らしさを県内外に発信する
- ③多様な文化を受け入れ、交流・連携することにより、新たなみえの文化を創造する

V 方針の推進にあたって

- 1 具体的な取組の展開 工程の明確化、定量的・定性的な目標の設定
- 2 さまざまな主体との連携 各主体や庁内関係部局との連携の推進
- 3 取組に係る評価と改善 アトカムとアトプットを総合的に勘案した評価、有識者による評価・推進会議の開催

「新しいみえの文化振興方針」

に係る取組実績

(平成28年度～令和2年度)

【施策の方向性1】人材の育成（重点施策）

（ ）は、評価指標の達成率

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(1)文化や芸術 の鑑賞・体験事業 に参加した児童 生徒等の人数と 満足度	①人数	30,800 人	31,300 人	31,800 人	32,400 人	32,400 人
		33,981 人 (110%)	33,007 人 (105%)	33,752 人 (106%)	28,916 人 (89%)	12,230 人 (38%)
	②満足度（4段 階評価で「満足」 と回答した人の 割合）	77.0%	78.0%	79.0%	80.0%	80.0%
		68.6% (89%)	73.0% (94%)	76.8% (97%)	84.3% (105%)	76.3% (95%)
(2)文化振興に 係る人材の育成 を目的とした事 業の実施数と参 加者数	①実施数	90件	90件	90件	96件	96件
		99件 (110%)	84件 (93%)	92件 (102%)	89件 (93%)	55件 (57%)
	同上 ②参加者数	1,720 人	1,770 人	1,800 人	1,830 人	1,930 人
		2,111 人 (123%)	1,844 人 (104%)	1,898 人 (105%)	1,842 人 (101%)	639 人 (33%)

【施策の方向性2】歴史的資産等の継承・活用

評価指標項目	評価指標項目 の説明	H28	H29	H30	R1	R2
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(3) みえには他に誇ることできる歴史的資産等があり、愛着を感じていると回答した人の割合	e-モニターアンケートにより4段階評価で「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%	92.1%
		90.2% (98%)	87.7% (95%)	87.3% (95%)	89.6% (97%)	89.7% (97%)
～R1 (4) 文化財情報アクセス件数	三重県が管理運営する、文化財に関するWebサイトの年間アクセス件数	210,000 件	216,000 件	222,000 件	228,000 件	—
		213,536 件 (102%)	218,189 件 (101%)	223,327 件 (101%)	206,569 件 (91%)	
R2～ (5) 文化財保存活用地域計画に位置付けられた国・県指定文化財数	地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が作成する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等の文化財の数					40件
						26件 (65%)

【施策の方向性3】新たな価値の創出

評価指標項目	評価指標項目の説明	H28	H29	H30	R1	R2	
		目標値				目標値	
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
(6)文化をものづくりや観光などの分野に生かした新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設がものづくりや観光などの分野でさまざまな主体と連携することにより、新商品の開発や販路の開拓、地域の文化資源を活用した観光産業の振興に寄与した取組の数	令和元年度までに2件以上				1件 (累計:2件)	—
		0件	0件	1件			
(7)新たなみえの文化の創造につながる新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設が行う新たなみえの文化の創造につながる三重県初の新たな事業や仕組みの数	令和元年度までに2件以上				0件 (累計:2件)	
		0件	1件	1件			
R2~ (8)文化をものづくりや観光などの多様な分野に生かした新規取組や新たな文化の創造につながる新規取組の実施数	文化振興課や県立文化施設がものづくりや観光などの分野でさまざまな主体と連携し、新商品の開発や観光産業の振興に寄与した取組や新たなみえの文化の創造につながる三重県初の新たな事業や仕組みの数					令和5年度までに4件以上	1件

【施策の方向性4】情報の受発信

評価指標項目	評価指標項目の説明	H28	H29	H30	R1	R2
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
(9)文化・芸術情報アクセス件数	県が管理運営するインターネットのホームページ「三重の文化」への月平均アクセス数	87,000 件/月	93,000 件/月	99,000 件/月	105,000 件/月	123,600 件/月
		106,708 件/月 (123%)	112,291 件/月 (121%)	117,804 件/月 (119%)	123,965 件/月 (118%)	159,087 件/月 (129%)
(10)県立文化施設の利用者数	三重県総合文化センター(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター)、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館の利用者数の計	137 万人	138 万人	139 万人	140 万人	—
		146 万人 (107%)	156 万人 (113%)	146.3 万人 (105%)	133.8 万人 (96%)	
R2～ (10)「三重の文化」に係るSNS(Twitter、Facebook)による情報発信が閲覧された数	「三重の文化」に係る、SNS(Twitter、Facebook)による情報発信が閲覧された数					45,000 件/月
						54,034 件/月 (120%)

【施策の方向性5】文化の拠点機能の強化(重点事業)

評価指標項目	評価指標項目の説明	H28	H29	H30	R1	R2
		目標値	目標値	目標値	目標値	目標値
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
～R1 (11) 文化交流ゾーンを構成する施設の利用者数	三重県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター）、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館の利用者数の計	131万人	132万人	133万人	134万人	—
		140.5万人 (107%)	150.6万人 (114%)	140.8万人 (106%)	128万人 (96%)	
R2～ (12) 県立文化施設の利用者数	三重県総合文化センター（文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター）、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館の利用者数の計（アウトリーチ活動の参加者を含む）					152.3万人
						45.4万人 (30%)
(13) 県立文化施設のウェブサイトへのアクセス件数	県立文化施設（三重県総合文化センター、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館）が管理運営するウェブサイトへの月平均アクセス数	359,900件/月	365,000件/月	368,600件/月	372,200件/月	461,000件/月
		410,284件/月 (114%)	445,007件/月 (122%)	443,552件/月 (120%)	461,729件/月 (124%)	342,560件/月 (74%)
(14) 県立文化施設間の連携に係る取組数等	① 県立文化施設間の連携事業の実施数 県立文化施設（三重県総合文化センター、県立美術館、県立図書館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館）が連携して実施した事業の数	21件	23件	24件	26件	30件
		28件 (133%)	36件 (157%)	30件 (125%)	31件 (119%)	34件 (113%)
	② 複数の県立文化施設を利用した人の割合 三重県総合文化センターの来館者アンケートにおいて、同センターの来館前後に他の県立文化施設に「立ち寄った」あるいは「立ち寄る予定」と回答した人の割合 対象施設: 県立美術館、三重県総合博物館、斎宮歴史博物館	41%	42.5%	43.5%	45%	—
42.2% (103%)	31.2% (73%)	23.3% (54%)	32.9% (73%)			

第1回文化審議会参考資料

<p>(15) 施設利用者の満足度</p> <p>県立文化施設の来館者アンケートにおける次の項目について、4段階評価で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合</p> <p>※R2からは、「満足」と回答した人の割合に変更</p>	<p>①展示内容</p> <p>※三重県総合文化センターを除く</p>	90%	91%	92%	93%	77%
		91.4% (102%)	94% (103%)	94% (102%)	95.3% (102%)	71.7% (93%)
	<p>同上</p> <p>②説明・キャプション (展示解説パネル等)のわかりやすさ</p> <p>※三重県総合文化センターを除く</p>	93%	94%	95%	96%	67%
		89.3% (96%)	91.3% (97%)	91.3% (96%)	92.6% (96%)	61.8% (92%)
	<p>同上</p> <p>③職員の対応(言葉づかい・マナー、対応内容等)</p>	96%	96%	96%	96%	71%
		93.8% (98%)	94.5% (98%)	94.2% (98%)	95.2% (99%)	69.5% (98%)
<p>(16) アウトリーチ活動の参加者数</p>	<p>県立文化施設がさまざまな主体と連携して行う出張講座や移動展示等への参加者数</p>	11,360 人	11,600 人	11,840 人	12,080 人	12,180 人
		14,115 人 (124%)	12,146 人 (105%)	10,277 人 (87%)	13,527 人 (112%)	5,431 人 (45%)
<p>(17) 市町等を支援した取組の数</p>	<p>県立文化施設が企画展示や公演事業、地域の自然・歴史文化資産の保存活用等を通じて市町や地域の文化団体などさまざまな主体を支援した取組の数</p>	124件	127件	128件	130件	130件
		127件 (102%)	132件 (104%)	129件 (101%)	124件 (95%)	143件 (110%)

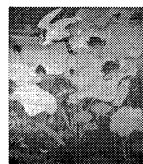
「新たな日常」における文化の振興

三重にゆかりの深い画家を紹介する企画展や三重の持つ多様で豊かな自然と歴史・文化を体験する展覧会等を開催することにより、県民の皆さんが文化芸術にふれる場を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化団体等に対して活動再開に向けた支援を行います。また、コロナ禍等大きな社会情勢の変化や国の動きなどをふまえて、今後の文化振興施策の推進に向けた取組を進めます。

1 県立文化施設の主な企画展等（展覧会の名称は仮称）

美術館展示等事業【79,952千円】

～開館40周年記念～
『宇田荻郵展』
『いわさきちひろ展－中谷泰を師として』
『県名「三重県」誕生150周年 岡田米山人・半江展』
ほか、『コレクション大公開－西洋美術を中心に』などを開催します。



宇田荻郵《巨椋（おぐら）の池》



いわさきちひろ《緑の風のなかの少女》



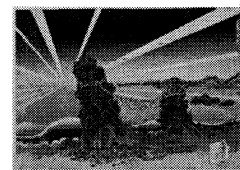
岡田米山人《春秋山水図》



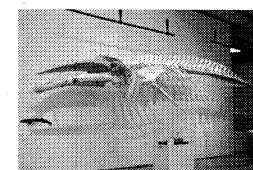
クロード・モネ《橋から見たアルジャントゥイユの泊地》

総合博物館展示等事業【51,533千円】

『名所発見、再発見！～浮世絵でめぐる三重の魅力～』
『大きくら展－三重の海にやってくるクジラたち－』
『三重の円空』
といった多彩な企画展を開催します。



歌川国貞作
二見浦曙の図



ミンククジラ
全身骨格標本



円空作 聖観音立像
志摩市三蔵寺蔵

文化会館事業【70,758千円】

『ハンガリー国立歌劇場オペラ「魔笛」』
『とびだせ！みえの絵本作家たち展2022』
など、多彩で魅力的な文化芸術公演を開催します。



ハンガリー国立歌劇場



みえの絵本作家たち展

生涯学習センター事業【9,701千円】

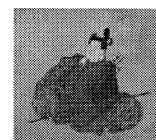
城郭考古学者の千田嘉博さんの講演会など、学びにつながる事業を展開します。



千田嘉博さん（撮影：島中和久氏）

斎宮歴史博物館展示・普及事業【12,492千円】

『NARIHIRA－いにしへの雅び男のものがたり－』
『斎宮・常設展示室Ⅲ その② 「斎王群行」』
『鉄道模型で見る懐かしの鉄道輸送一貨物・荷物・郵便一』
といった展示を開催します。



住吉具慶画三十六歌仙
画帖より在原業平



斎内親王参宮図



セキ3000（石炭車）

2 新型コロナに影響を受けた文化活動の再開支援

文化活動再開支援事業【16,000千円】

文化団体等が県総合文化センターのホール等を利用して活動再開できるよう支援します。
補助対象経費等：施設利用料、感染症対策用消耗品費や緊急事態宣言等で中止となった場合の公演等の準備に要した経費 補助上限額：40万円

3 今後の文化振興施策の推進

文化活動連携事業【16,728千円】

優れた文化活動を行う個人・団体を顕彰する「三重県文化賞」を開催するとともに、今後の文化振興施策を一層推進するため「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めます。

地方における文化行政の状況（条例・計画の策定状況）

※網掛けは、条例と方針を制定している団体

R3.7月現在

	条例(改正)	計画・方針(改定)	期間
北海道	○ H6.3(H24.3)		
青森県		○ R4.3	5年間
岩手県	○ H20.3(H29.4)	○ H20.12 (R2.3)	5年間
宮城県	○ H16.7	○ H28.3(R3.3)	5年間
秋田県		○ H31.3	4年間
山形県	○ H30.3	○ H31.3	5年間
福島県	○ H16.3	○ H25.3(R3.12)	8年間
茨城県	○ H27.12	○ H29.3	5年間
栃木県	○ H20.3	○ H21.2(R3.2)	10年間
群馬県	○ H24.4	○ H30.3	5年間
埼玉県	○ H21.7	○ H28.3	5年間
千葉県	○ H30.10	○ H28.3	5年間
東京都	○ S58.10 (H18.12)	○ H27.3(R4.3)	10年間
神奈川県	○ H20.7(H31.4)	○ H21.3(H31.3)	5年間
新潟県		○ H29.4	8年間
富山県	○ H8.9	○ H18.10(H30.3)	10年間
石川県	○ H27.3	○ H27.5	—
福井県			
山梨県	○ H30.12	○ R2.3	5年間
長野県		○ H30.3	5年間
岐阜県	○ H20.7	○ H19.6	—
静岡県	○ H18.10	○ H20.3(H30.3)	4年間
愛知県	○ H30.3	○ H30.7	5年間
滋賀県	○ H21.7	○ H28.3(R3.3)	5年間
京都府	○ H17.10(H30.7)	○ H31.3	5年間
大阪府	○ H17.3	○ H28.11 (R3.3)	5年間
兵庫県		○ H16.3(R3.3)	5年間
奈良県	○ R3.4	○ H29.3(R4.3)	5年間
和歌山県	○ H21.3	○ H22.4 (R3.4)	6年間
鳥取県	○ H15.10	○ H31.3	5年間
島根県	○ H23.11		
岡山県	○ H18.3	○ H20.2 (H30.3)	10年間
広島県	○ H18.10	○ H15.3	—
山口県	○ H19.12	○ H25.3 (H30.11)	5年間
徳島県	○ H17.3(H25.12)	○ R1.7	5年間
香川県	○ H19.12	○ H30.3	5年間
愛媛県			
高知県		○ H29.3	10年間
福岡県	○ R2.3	○ R3.3	—
佐賀県			
長崎県			
熊本県	○ S63.12	○ H1.11(H17.3)	—
大分県	○ H16.3	○ H17.3(H28.3)	—
宮崎県	○ R4.3	○ H29.3	5年間
鹿児島県	○ H17.3(R2.3)	○ H18.3 (R3.3)	—
沖縄県	○ H25.10		
合計	36	39	

出展：地方における文化行政の状況（文化庁）

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

(平成29年6月23日公布・施行)

文化観光拠点施設を中核とした 地域における文化観光の推進に関する法律の概要

趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

概要

1. 「文化観光」「文化観光拠点施設」の定義【第2条】

文化観光：文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光

文化観光拠点施設：以下を満たし、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- ①文化資源の保存及び活用を行う施設（文化資源保存活用施設※1）のうち、
 - ②観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をするとともに、
 - ③文化観光の推進に関する事業を行う者（文化観光推進事業者※2）と連携するもの
- ※1 博物館、美術館、社寺、城郭等
※2 観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

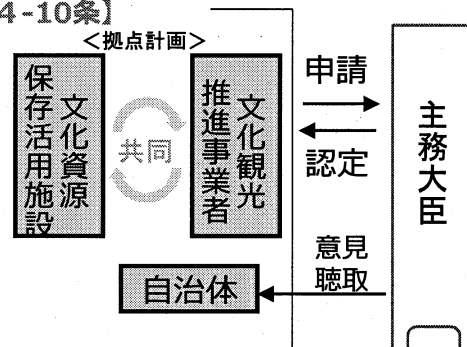
2. 主務大臣による基本方針の策定【第3条】

意義・目標、事業・計画認定や関係施策との連携に関する基本的事項 等

3. 地域における文化観光を推進するための措置

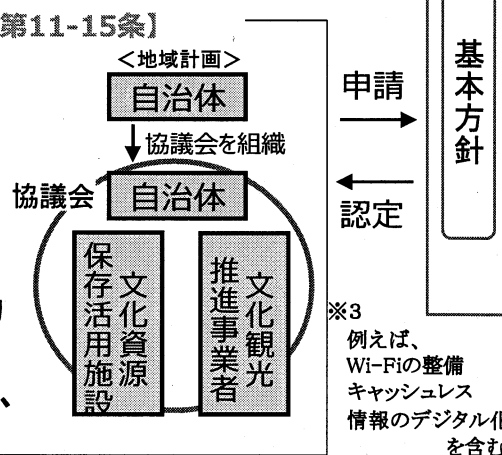
①拠点計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置【第4-10条】

- ・文化資源保存活用施設の設置者は、文化観光推進事業者と共同して文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（拠点計画）を作成し、主務大臣の認定を申請。【第4条】
- ・拠点計画では、機能強化に関する基本方針や目標のほか、施設内の文化資源の魅力増進、観光旅客の文化理解を深める措置、移動等の利便増進※3、広報等の事業等を定める。【同上】
- ・認定を受けた拠点計画に基づき、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置を実施。【第8-10条】



②地域計画の認定等及びこれに基づく事業に対する特別の措置【第11-15条】

- ・市町村又は都道府県が単独で又は共同して組織する協議会において、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成し、自治体・文化観光拠点施設の設置者・文化観光推進事業者が共同して、主務大臣の認定を申請。【第11,12条】
- ・地域計画では、当該地域における文化観光の推進に係る基本方針や目標のほか、地域内の文化資源の総合的な魅力増進、移動等の利便増進※3、広報等の事業等を定める。【第12条】
- ・認定地域計画に基づき、文化財の登録の提案に関する特例措置、①と同様の特例措置を実施。【第16,17条】



③国等の援助等【第18-21条】

- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝、国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

施行期日

※このほか、予算・税制等における支援を行う

公布の日から起算して1月を超えない範囲において政令で定める日

※有形・無形の別その他の文化資源の性質に応じた文化観光の推進の重要性に鑑み、この法律の施行後三年以内に、多様な情報の共有を図るための基盤の整備その他の地域における文化観光の一層の推進のために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律イメージ

法案の背景・目的(1条)

文化芸術は、これを創造・享受する者の障害の有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらす

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進

→ 障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

基本理念(3条)

- 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない
 - ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
 - ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

基本的施策

- ① **文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)**
 - ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
 - ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など
- ② **文化芸術の創造の機会の拡大(10条)**
 - ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など
- ③ **文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)**
 - ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
 - ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など
- ④ **芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)**
 - ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
 - ・ 保存場所の確保 など
- ⑤ **権利保護の推進(13条)**
 - ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
 - ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
 - ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など
- ⑥ **芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)**
 - ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡調整を支援する体制の整備 など
- ⑦ **文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)**
 - ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
 - ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
 - ・ 国際的な催しへの参加促進 など
- ⑧ **相談体制の整備等(16条)**
 - ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など
- ⑨ **人材の育成等(17条)**
 - ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など
- ⑩ **情報の収集等(18条)**
 - ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など
- ⑪ **関係者(国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等)の連携協力(19条)**

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)、地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置 → 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置

【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け(6条)

趣旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める【第1条】。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする【第3条】。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする【第2条】、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める【第13条第1項第1号】。
- 登録の審査に当たっては博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし【第13条第1項第3～5号】、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする【第13条第2項】。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする【第13条第3項】。
- 登録博物館の設置者は、博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし【第16条】、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする【第17～19条】。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする【第6条】。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする【第7条】。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する【第31条】。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等